

障第 167 号
令和 4 (2022) 年 6 月 3 日

庁内各所属長 様

保健福祉部障害福祉課長

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
の施行について（通知）

このことについて、別添のとおり通知がありました。

つきましては、法制定の趣旨・内容等を十分理解いただくとともに、関係機関・団体等に対し周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本年 4 月 1 日に施行した「栃木県障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の周知につきましても、御配慮願います。

企画推進担当 笠原
TEL : 3490